

重要事項説明書(居宅介護支援事業)

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 上溝緑寿会 コスマスセンター
所在地	〒252-0243 相模原市中央区上溝 5423 番地 5 TEL 042-768-1801 (代表) • 042-768-1548 (居宅介護支援事業部門直通) FAX 042-768-1668
事業所番号	神奈川県 1472600020 号 (平成 11 年 8 月 2 日指定)
管理者氏名	東 万紀子 (居宅介護支援事業部門主任・主任介護支援専門員)
運営方針	できるだけ、住み慣れたところでその人らしく生活するために、必要となる居宅サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します

2. 事業実施地域及び受付時間

通常の事業の実施地域	神奈川県相模原市中央区全域、南区、緑区の一部
受付時間	月～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 ※日・祭日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は定休日となっております。 ※なお、緊急の連絡は、お電話で 24 時間受け付けています。

3. 職員の体制

コスマスセンターでは、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	備 考
管理者(主任介護支援専門員)	1 名	一	
介護支援専門員(ケアマネージャー)	3 名以上	一	

4. 提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の流れ

◎担当者を選任

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます



◎課題分析

ご利用者の居宅を訪問してご利用者、ご家族と面談した上で課題の分析をします



◎居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成（ケアプラン）の立案を行い、ご利用者及びご家族の同意に基づいて作成します



◎サービス担当者会議

居宅サービス計画原案を基にご利用者、ご家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します



◎文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書（ケアプラン）の検討後、ご利用者又はご家族より文書による同意を受けて交付します

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に際しては、次の点に配慮します。

- ① ご利用者の居宅への訪問、ご利用者及びその後家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

- ② 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する情報をご利用者またはそのご家族に提供します。
- ③ 介護支援専門員は、ケアマネジメントの公正中立の観点からご利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導、または指示を行いません。
- ④ 介護支援専門員は居宅サービス計画が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
- ⑤ 居宅サービス計画に位置付けるサービス事業者については、ご利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。
- ⑥ 医療系サービスの利用時等、医療との連携が必要な場合には主治医へ意見を求めて居宅サービス計画書（ケアプラン）を交付し、必要な場合には医師・歯科医師・薬剤師へ情報を提供します。
- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画について、介護保険給付の有無、利用料等のご利用者のサービス選択に資する内容をご利用者またはそのご家族に対して説明します。
- ⑧ 介護支援専門員は、個人情報保護の観点から、事前に登録されている緊急連絡先以外からの問い合わせに対し、原則対応しないこととします。

(3) サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況（以下、「モニタリング」という）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握にあたっては、ご利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、原則として概ね月1回以上ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を定期的に評価します。

(4) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、またはコスモスセンターが居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、コスモスセンターとご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への利用申込みについての紹介その他の便宜の提供を行います。

(6) ご利用者の意志を踏まえて、要介護認定の更新等に必要な援助、代行申請を行います。

(7) 事故時の対応について

居宅介護支援サービス提供中に万が一事故が発生した際には、緊急措置やご家族関係者への連絡等適切に対応します。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。

5. 利用料金 通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますのでご利用者の利用料負担はありません。

居宅介護支援サービスにかかる利用 者負担金 ※保険料の滞納等がある場合はご注意下さい。	居宅介護支援サービスについては、利用者の負担はありません (1) 但し保険料の滞納等により、保険給付金が直接コスモスセンターに支払われない場合は、介護保険法により定められた居宅介護支援費に基づき介護報酬をいただきます。 別表 (2) この際、コスモスセンターはサービス提供証明書を発行いたしますのでお受け取り下さい。 (3) サービス提供証明書を後日相模原市の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。 ※対象となる方は、介護保険課へ詳細をご確認ください。
---	---

<p>別表</p> <p>居宅介護支援費</p> <p>※介護保険料に滞納がある場合の居宅介護支援費自己負担額</p>	<p>イ. 居宅介護支援費 I</p> <p>居宅介護支援費（i）取扱件数が45件未満 要介護1、2 1 086単位／月 要介護3、4、5 1 411 単位／月</p> <p>居宅介護支援費（ii）取扱件数が45件以上60件未満 要介護1、2 544 单位／月 要介護3、4、5 704 单位／月</p> <p>居宅介護支援費（iii）取扱件数が60件以上 要介護1、2 3 26 单位／月 要介護3、4、5 4 22 单位／月</p> <p>※ 居宅介護支援費（ii）（iii）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数45件以上の部分について算定します。</p> <p>ロ. 居宅介護支援費 II ICTの活用又は事務職員の配置あり</p> <p>居宅介護支援費（i）取扱件数が45件未満 要介護1、2 1 086単位／月 要介護3、4、5 1 411 単位／月</p> <p>居宅介護支援費（ii）取扱件数が45件以上60件未満 要介護1、2 5 27 单位／月 要介護3、4、5 6 83 单位／月</p> <p>居宅介護支援費（iii）取扱件数が60件以上 要介護1、2 3 16 单位／月 要介護3、4、5 4 10 单位／月</p> <p>介護予防支援費 指定居宅介護支援事業所が行う場合 472 単位／月</p>
<p>加算</p> <p>イ. 初回加算 300 単位／月</p> <p>ロ. 特定事業所加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 519 単位／月 (II) 421 単位／月 (III) 323 単位／月 (A) 114 単位／月 <p>ハ. 特定事業所医療介護連携加算 125 単位／月</p> <p>二. 入院時情報連携加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (I) 250 単位／月（入院当日） (II) 200 単位／月（翌々日迄） <p>木. 退院・退所加算</p> <p>カンファレンス参加無し 連携1回 450 单位／月 連携2回 600 单位／月 カンファレンス参加有り 連携1回 600 单位／月 連携2回 750 单位／月 連携3回 900 单位／月</p> <p>ヘ. 通院時情報連携加算 50 单位／月</p> <p>ト. 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位／回 (1月に2回を限度とする)</p> <p>チ. 指定居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%/月</p>	<p>以下の要件に該当した場合に算定</p> <p>新規に居宅介護支援サービスを開始すること等に対する加算</p> <p>サービス提供に伴い、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合</p> <p>前々年度3月から前年度2月までの間に退院退所加算35回以上、ターミナルケアマネジメント加算15回以上算定している場合</p> <p>(I)入院日(入院日以前も含む)に入院先へ情報提供した場合 (II)入院日翌日または翌々日に入院先へ情報提供した場合</p> <p>退院・退所にあたり当該施設専門職との面談または会議の上、居宅サービス計画を作成した場合</p> <p>病院または診療所にて医師または歯科医師の診察を受けるとき同席し、必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から必要な情報提供を受けた場合</p> <p>病院または診療所の求めにより居宅カンファレンスを行い、サービス調整をした場合</p> <p>居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対してケアマネジメントを行った場合</p>

リ. 特定事業所集中減算 200単位	正当な理由なくサービス利用数に対して特定の事業所の利用が 80%を超えた場合
ヌ. ターミナルケアマネジメント加算 400 単位／月	ターミナル(看取り)期に行われたケアマネジメントに対し、説明を行い同意いただいた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡日及び死亡日から 14 日以内に 2 回以上訪問をすること ・状態の変化やサービス変更の必要性を把握すること ・把握した情報を記録し、主治医等やサービス事業所へ提供すること ・必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること
※上記の該当する単位数に 10 円を乗じた額が負担額となります。	

介護支援専門員(ケアマネージャー)が訪問するための交通費

(1) **相模原市内の訪問**

→利用者負担金は無料です。

(2) **相模原市以外の訪問**

①目的地へいくまで要した公共交通機関にかかる交通費の実額

②法人所有の自動車で訪問した場合 片道 5 kmまでは 500 円

以下 1 km増すごとに 50 円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書別紙「3. 居宅介護支援の担当者の選任、変更等について」）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、コスモスセンターに対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 医療機関へ入院された場合

医療との連携を図るために医療機関へ居宅介護支援担当（ケアマネジャー）が当事業所である旨をお伝えください。

7. 損害賠償

コスモスセンターは、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

8. 利用者の秘密保持（プライバシー）保護と個人情報の利用について

- ① コスモスセンターは、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

9. 職員研修

- ① コスモスセンターは、職員の資質の向上を図る為の研修（ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、認知症、難病患者等）を行います。
- ② また、虐待防止に関する為の研修の機会を設けるものとします。
- ③ 感染症に係る業務継続計画及び、災害に係る業務継続計画を作成し、定期的に研修を行います。
- ④ 感染症の予防及び、まん延防止の為の対策を検討する委員会を設立し、研修を定期的に行います。

10. 虐待の防止について

コスモスセンターは利用者などの人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図り、虐待防止のための指針を整備します。

虐待防止に関する担当者 管理者 東 万紀子

11. 苦情や相談の受付について

(1) 苦情の受付 コスモスセンターに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けします。

苦情受付窓口 (担当者)	管理者 東 万紀子
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
電話番号	042-768-1801（代表）
FAX番号	042-768-1665

※苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。

※社会福祉法人上溝緑寿会苦情解決第三者委員連絡先

谷口優子(弁護士) 住所 〒252-0303 相模原市南区相模大野 7-8-10 大塚ビル 4F

弁護士法人谷口綜合法律事務所

Tel 042-747-0006 Fax 042-747-0004

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市役所 福祉基盤課	所 在 地	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階		
	電話番号	042-707-0006	FAX 番号	042-759-4395
	利用時間	月～金 8:30～17:00 (土日祝祭日は休み)		
神奈川県国民健康 保険団体連合会 介護保険介護 苦情相談	所 在 地	〒220-0003 横浜市西区楠木町 27 番地 1		
	電話番号	045-329-3447	FAX 番号	0570-033110
	利用時間	0570-022110		
	利用時間	月～金 9:00～17:00 (土日祝祭日は休み)		

12. 社会福祉法人上溝緑寿会のご紹介

法人名	社会福祉法人 上溝緑寿会		
代表者名	佐藤 和夫		
所在地	相模原市中央区上溝5423番地5		
電話番号	042-768-1801	FAX 番号	042-768-1665
実施事業	社会福祉法人 上溝緑寿会 コスモスセンター(上溝5423番地5) ※介護保険事業 居宅介護支援事業（相談・ケアプランの作成） 短期入所生活介護（ショートステイ）事業 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※軽費老人ホームケアハウス コスモスハウス ※上溝高齢者支援センター【相模原市委託事業】 ※星が丘高齢者支援センター【相模原市委託事業】 グループホーム秋桜(上溝 3172 番地1) ※介護保険事業 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症デイサービス 秋桜(上溝 3172 番地1) ※介護保険事業 認知症対応型通所介護 ずっと我が家 上溝本町（上溝 6 丁目 2 番 22 号） ※介護保険事業 短期入所生活介護（ショートステイ）事業 訪問介護（ホームヘルプ）事業 通所介護（デイサービス）事業		

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、同意を受け交付しました。

(事業者)

所 在 地 相模原市中央区上溝5423番地5

事業者名 社会福祉法人 上溝縁寿会 コスモスセンター

説明者名

印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(代理人又は立会人)

住 所

氏 名

(続柄)

印

重要事項説明書(居宅介護支援事業)

1. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 上溝緑寿会 コスマスセンター
所在地	〒252-0243 相模原市中央区上溝 5423 番地 5 TEL 042-768-1801 (代表) • 042-768-1548 (居宅介護支援事業部門直通) FAX 042-768-1668
事業所番号	神奈川県 1472600020 号 (平成 11 年 8 月 2 日指定)
管理者氏名	東 万紀子 (居宅介護支援事業部門主任・主任介護支援専門員)
運営方針	できるだけ、住み慣れたところでその人らしく生活するために、必要となる居宅サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します

2. 事業実施地域及び受付時間

通常の事業の実施地域	神奈川県相模原市中央区全域、南区、緑区の一部
受付時間	月～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 ※日・祭日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は定休日となっております。 ※なお、緊急の連絡は、お電話で 24 時間受け付けています。

3. 職員の体制

コスマスセンターでは、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	備 考
管理者(介護支援専門員)	1 名	—	
介護支援専門員(ケアマネージャー)	3 名以上	—	

4. 提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の流れ

◎担当者を選任

事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます



◎課題分析

ご利用者の居宅を訪問してご利用者、ご家族と面談した上で課題の分析をします



◎居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成（ケアプラン）の立案を行い、ご利用者及びご家族の同意に基づいて作成します



◎サービス担当者会議

居宅サービス計画原案を基にご利用者、ご家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します



◎文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書（ケアプラン）の検討後、ご利用者又はご家族より文書による同意を受けて交付します

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に際しては、次の点に配慮します。

- ① ご利用者の居宅への訪問、ご利用者及びその後家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。